

# 台東区民間緊急通報システム（障害者）のご案内

## ●民間緊急通報システムとは？

家庭内で病気や事故などの緊急事態におちいったとき、専用通報機またはペンダント型発報機のボタンを押すことで、区が委託している警備会社の受信センターにつながります。受信センターは24時間体制で、救急車の要請や緊急連絡先への連絡、警備員の派遣を行います。また、ご希望により「火災センサー」を取り付けることもできます。

## ●対象となる方

次のいずれかに該当する方

- (1) 身体障害者手帳1級・2級の交付を受けた18歳以上のひとり暮らしの方
- (2) 重度の難病患者の方で18歳以上のひとり暮らしの方

※ただし、高齢者緊急通報システム事業の対象となる方は除きます。

## ●手続きに必要なもの

上記(1)に該当する方・・・身体障害者手帳

上記(2)に該当する方・・・特定医療費（指定難病）受給者証または東京都難病医療費等助成医療券など  
難病患者であることを証明する書類

## ●ご利用料金

所得状況により、下記の利用料金を委託警備会社へお支払いいただきます。

住民税課税世帯	月額300円 ※別途消費税が加算されます。
住民税非課税世帯および生活保護世帯	無料

※機器の設置した日の属する月から、機器撤去の連絡のあった日の属する月分まで、ご利用料金が発生します。

(例) 3月28日に申請し、4月5日に機器設置工事を行った場合⇒4月分から利用料金が発生します

9月30日に区へ撤去連絡をし、10月5日に機器を撤去した場合⇒9月分までの利用料金が発生します

## ●ご利用までの流れ

①まずは、障害福祉課（区役所2階⑩番窓口）へご相談ください。

本事業のご説明と要件に該当するかどうかの聞き取り調査を行います。ご申請が可能なのが確認できましたら、申請書類等にご記入いただきます。



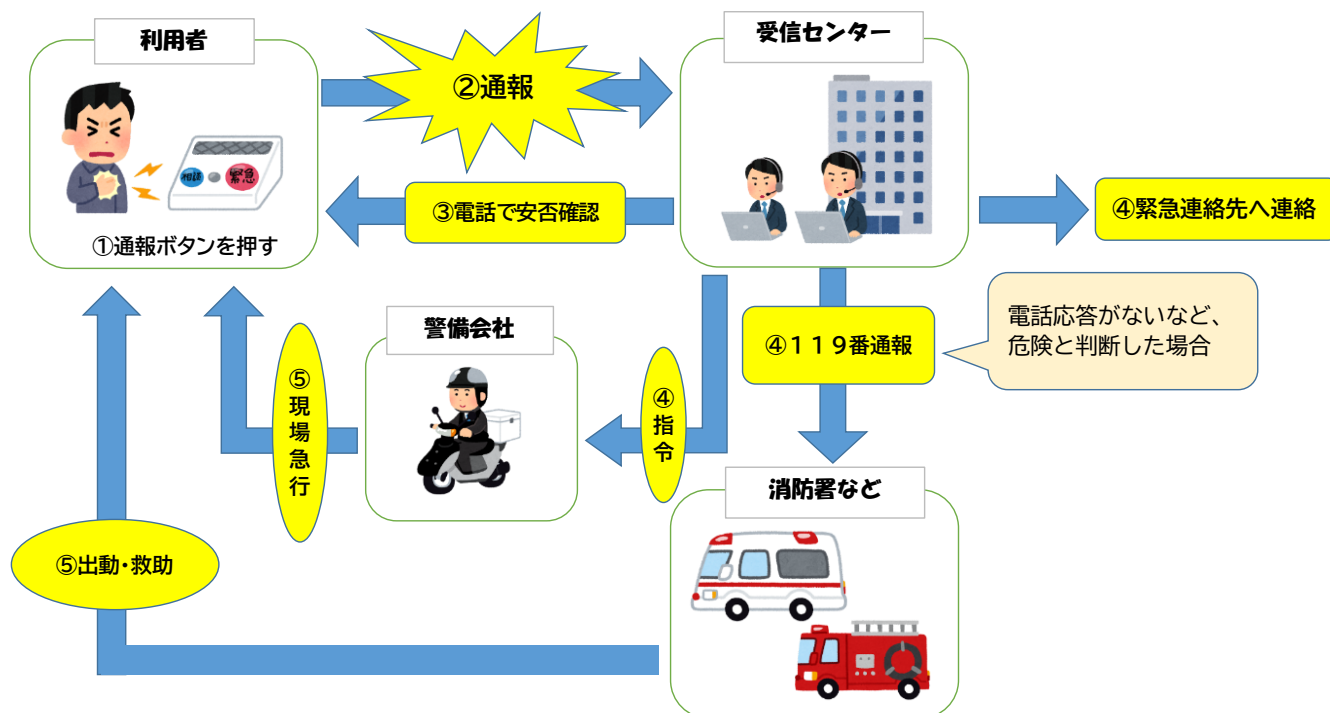
②申請書等の審査が終わりましたら、ご自宅宛てに「利用決定通知書」を郵送します。



③後日、委託警備会社より機器の設置に関する日程調整等の連絡があります。

※機器の操作方法や利用料金のお支払い、合鍵のお預け等に関しては、直接警備会社とやり取りしていただきます。

## ●民間緊急通報システムのしくみ



## ●設置する機器

- ①本体機器：緊急ペンダントなどからの信号を警備会社へ送信する装置
- ②緊急ペンダント：体の具合が悪くなったときなどの緊急時にボタンを押すと通報ができる機器
- ③火災センサー（希望者のみ）：火災時に煙センサーが反応し、自動的に警備会社に通報される装置

## ●ご利用にあたっての注意事項

- ・緊急事態発生時ご自宅へ入室する事態に備え、委託警備会社へご自宅の合鍵を預けていただきます。
- ・利用申請時には、緊急連絡先（親族、知人等）のご記入が必要です。緊急連絡先の方には、休日・夜間問わず緊急時に連絡が入る旨をあらかじめご説明のうえ、ご理解をいただいております。

### 【お問い合わせ】

台東区役所 障害福祉課 給付担当（2階10番窓口）  
〒110-8615 東京都台東区東上野4-5-6  
TEL：03（5246）1201  
FAX：03（5246）1179